

## 土地又は建物の雑草等の管理

第 10 条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物に繁茂する雑草、枯れ草、竹木又は廃棄物その他これに類するもの（第 19 条において「雑草等」という。）により周辺の生活環境を損なうことのないよう管理しなければならない。

（解説）

1. 本条は、土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者自らが清潔な環境を保つことにより、周辺の生活環境を損なうことのない環境をつくっていくことが必要であることから、所有者等の義務を規定したものである。
2. 「その他これに類するもの」とは、廃棄物以外のもので周辺の生活環境を著しく損なうおそれのあるものをいう。
3. 本条に違反した者に対しては、第 12 条の規定により指導又は勧告することができるとしている。また、勧告に従わない場合は第 16 条の規定により命令を、命令に従わない場合は第 18 条の規定によりその事実を公表することができるとしている。なお、第 16 条の規定による命令を受け、履行期限を過ぎても履行しないときは、第 19 条の規定により土地の雑草等除去の代執行ができるとしている。
4. 建築物又は建築物の敷地の維持保全については、「建築基準法」第 8 条（維持保全）・第 9 条（違反に建築物に対する措置）に規定がある。
5. 道路の交通に危険を及ぼすおそれがある竹木等については、「道路法」第 43 条（道路に関する禁止行為）に規定がある。
6. 農地の雑草繁茂については、「農地法」第 4 章（遊休農地に関する措置）に規定がある。
7. 空家等で防災、衛生、景観等において地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものについては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に規定がある。